

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

社会福祉法人 陽光長崎 養護老人ホーム しかまち

重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 陽光長崎
(2) 法人所在地 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦 109 番地 2
(3) 電話番号 0956-73-2005
(4) 代表者氏名 理事長 中村 幹夫
(5) 設立年月 平成 15 年 9 月 11 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定特定施設・平成 18 年 8 月 1 日指定
長崎県指令 18 長社第 2717 号
(2) 施設の名称 養護老人ホーム しかまち
(3) 施設の所在地 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦 109 番地 7
(4) 電話番号 0956-73-2500
(5) 施設長（管理者）氏名 藤井 浩孝
(6) 当施設の運営方針

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）は看護・介護、その他必要な日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入居者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的とした終身型の施設です。

入居者が終身的に施設に入居することで、その生活が明るく、楽しく、家庭的な雰囲気の中で有意義に過ごせるよう、その家族並びに親族、知人等、また、関係各機関との連携を図り、身体的、精神的、社会的に安定できるように支援していきます。

- (7) 開設年月日 平成 16 年 4 月 1 日
(8) 入所定員 60 人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。

入居される居室は、全室 1 人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	60 室	面積 15.74 m ² /1 室

合 計	60 室	
静養室	1 室	9.04 m ² /1 室
食 堂	1 室	168.87 m ² /1 室
医務室	1 室	8.29 m ²
浴 室	2 室	29.74 m ²

*上記は、厚生省が定める基準により、指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

*居室に関する特記事項

洋室・クローゼット・ナースコール・洗面台・トイレ・冷暖房空調設備・テレビ配線

*居室移動に関する事項

ア ご契約者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を判断します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際にはご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

イ 居室移動をしたご契約者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復していただく場合があります。その費用はご契約者の負担となります。

*静養室（一時介護室）利用に関する事項

適切なサービスを提供するために必要な場合には、一時介護室においてサービスを提供させて頂くことがあります。

ご契約者の心身の状況から、一時介護室におけるサービス提供がより適切であると管理者が判断した場合、必要に応じて医師の意見を聴き、ご契約者またはご家族の同意の下、一時介護室にてサービスを提供させて頂きます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護サービス（介護予防特定施設入居者生活介護サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な時間帯における配置 早出： 6：30 ～ 15：30 7：30 ～ 16：30 日勤： 8：30 ～ 17：30 遅出： 10：00 ～ 19：00 夜勤： 16：30 ～ 9：00

2. 看護職員	標準的な時間帯における配置 日勤： 8：30 ～ 17：30 (土日祝は上記と異なります)
3. 機能訓練指導員	日勤： 8：30 ～ 17：30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

1) サービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ その他、自立への支援

- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・シーツの交換は週1回実施します。
- ・日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方は申出ください。

② レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合があります。

2) 利用料金

別紙3 を参照して下さい。

(3) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので7日以内にお支払ください。

お支払後に領収証を発行します。

支払方法は、銀行振込み、現金集金の2通りの中から契約の際に選べます。

6. 入所中の医療の提供について

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への外来をいたします。また、原則月1回、診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。(介添えが必要にはご相談ください。遠方の受診時等に費用がかかる場合があります。)

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人青洲会 青洲会病院
所在地	平戸市田平町山内免 612-4
診療科	内科・外科・泌尿器科・整形外科・放射線科・脳外科・リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	安部歯科医院
所在地	平戸市田平町山内免 306-1

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応

①サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、市町村等に必要な措置を講じます。

②サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償の手続きを速やかに行います。

但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

9. 身体拘束等について

・原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の怖れがある等緊急やむを得

ない場合は、身体拘束廃止委員会が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、身元引受人及び保証人の同意を得て身体拘束を実施し、当施設の看護師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況（定期的に協力医療機関医師へも診察を依頼します。）緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。そしてその状況について身元引受人及び保証人へ報告いたします。

10. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 飲酒・喫煙について

飲酒については、定められた日をお願いいたします。

喫煙は、当施設の利用者については禁止しております。

- ・ 設備・備品の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償をもとめる場合がありますのでご了承ください。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み

持込物には、名前の記入をお願いいたします。

ライター等、火器類の持ち込みは禁止いたします。

- ・ 金銭・貴重品の管理

貴重品および高額な現金を居室に保管しないようお願いいたします。破損・紛失等につきましては一切責任を負いませんので予めご了承ください。

- ・ 宗教活動等、施設内で他の利用者へ迷惑のかかる活動は一切禁止いたします。

- ・ ペットの持ち込みは、ご遠慮ください。

- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は一切禁止いたします。

11. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火の管理には、防火管理者を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(消防計画に定める)

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるために、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上

②非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・ 随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

12. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 養護老人ホーム しかまち 相談窓口

担当者 松永 文彦（主任生活相談員）

時間 月～金曜日 8時30分～17時30分

利用方法 文書（ご意見箱）又は電話をご利用ください。

（電話番号 0956-73-2500）

① 苦情につきましては、苦情解決責任者（施設長）が責任をもって対応いたします。

② 苦情解決責任者、第三者委員、苦情を申し出た利用者等との協議の場を設け話し合いによる解決を図ります。

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

- ・ 佐世保市保健福祉部長寿社会課

長崎県佐世保市高砂町5-1（佐世保市中央保健福祉センター3F）

電話番号：0956-25-9608 FAX 番号：0956-25-9670

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

- ・ 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理担当

長崎県長崎市今博多町8番地2

電話番号：095-826-1599（介護サービス苦情相談専用）

FAX 番号：095-826-7325

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

(3) 苦情処理第三者委員

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

氏名 松田 律子氏

住所 長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦209

電話番号 0956-77-4077